

12 この保険にかかわる指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です

- 社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（生命保険協会ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）
- 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

13 死亡給付金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- お客さまからのご請求に応じて、死亡給付金のお支払いを行う必要がありますので、死亡給付金のお支払事由が生じた場合のほか、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにご連絡ください。
- 第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 死亡給付金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について給付金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。なお、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

14 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- 第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡給付金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- 募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

ハッピーになろう ダイイチフロンティア
 **0120-876-126**

営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

〔募集代理店〕

 **三菱UFJ信託銀行株式会社**

フリーダイヤル または窓口まで  **0120-349-250**
※つながりましたら①③を押してください。

ご利用時間：
 平日 9:00～17:00
 （土・日・祝日等を除く）

〔引受保険会社〕

 **第一フロンティア生命保険株式会社**
 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10
 晴海トリトンスクエア X棟15階
 電話 (03) 6863-6211（大代表）

第一フロンティア生命 第一生命グループ
 お客さまサービスセンター  **0120-876-126**
 営業時間：月曜日～金曜日（祝日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00
 ◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

‘13年4月版

登 C24F0175 (H25.2.15) 営業F1793-02 ‘13年3月作成 リ

〔引受保険会社〕



第一フロンティア生命
 第一生命グループ

2013年4月版

契約締結前交付書面 （契約概要／注意喚起情報）

この書面は、保険業法に基づき、ご契約の締結前にお客さまに交付することが義務付けられている「契約締結前交付書面」であり、「契約概要」と「注意喚起情報」の2部で構成されています。

プレミアウイング

WING

年金原資保証型変額個人年金保険（12）

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。



ご注意

この書面は十分にお読みください

- 「**契約概要**」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。また、「**注意喚起情報**」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。**ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**
- なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。
- この「**契約概要**」「**注意喚起情報**」のほか、給付金などのお支払事由またはお支払いできない場合などの詳細やご契約の内容に関する事項、ならびに主な保険用語の説明などについては「**ご契約のしおり・約款**」に記載しておりますのでお読みください。また、資産運用に関する事項の詳細については「**特別勘定のしおり**」に記載しておりますので、こちらもあわせてお読みください。

1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

- 商号 第一フロンティア生命保険株式会社
- 住所 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟15階
- 電話 03-6863-6211(大代表)
- ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険のポイントは以下のとおりです

■ この保険は、**つぎのいずれか大きい金額に基づき、年金支払開始日に年金額を定める**しくみの保険料一時払方式の変額年金保険です。資産は特別勘定で運用されます。

- ① 年金支払開始日の前日末の**積立金額**
- ② 年金支払開始日の前日末の**基本保険金額**

■ ご契約時に目標値※1を指定することにより、判定期間中に目標値に到達した場合、到達した日(到達判定日)の翌々営業日※2に定額の年金保険に移行します。

※1 目標値は「契約時の基本保険金額」に対する「解約返還金額」の割合で、ご契約の際に110%、120%および130%の中からご指定いただきます。なお、ご契約の際に目標値を指定しないこともできます。

※2 到達判定日から移行日前日末までは特別勘定にて運用を行うため、この間の解約返還金額は変動(増減)します。

■ 定額の年金保険に移行した場合、年金支払開始日は、移行日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日、またはご契約の締結の際に定められた年金支払開始日のいずれか早く到来する日となります。移行後積立金額は、会社所定の利率による利息をつけて年金支払開始日の前日まで積み立てます。

■ この保険の年金額は、ご加入時点で定まるものではありません。年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。なお、年金支払開始日以後は、一般勘定にて資産の運用を行い、年金受取期間中は年金額が変動せず一定となります。

■ 死亡給付金額および年金原資額は基本保険金額が最低保証されます。ただし、特別勘定による運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。([運用期間中年金支払移行特約]により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。)

■ 年金原資額として一時払保険料相当額が保証されるのは、運用期間満了時のみとなります。

■ なお、この保険は生命保険であり、預金または投資信託などではありません。

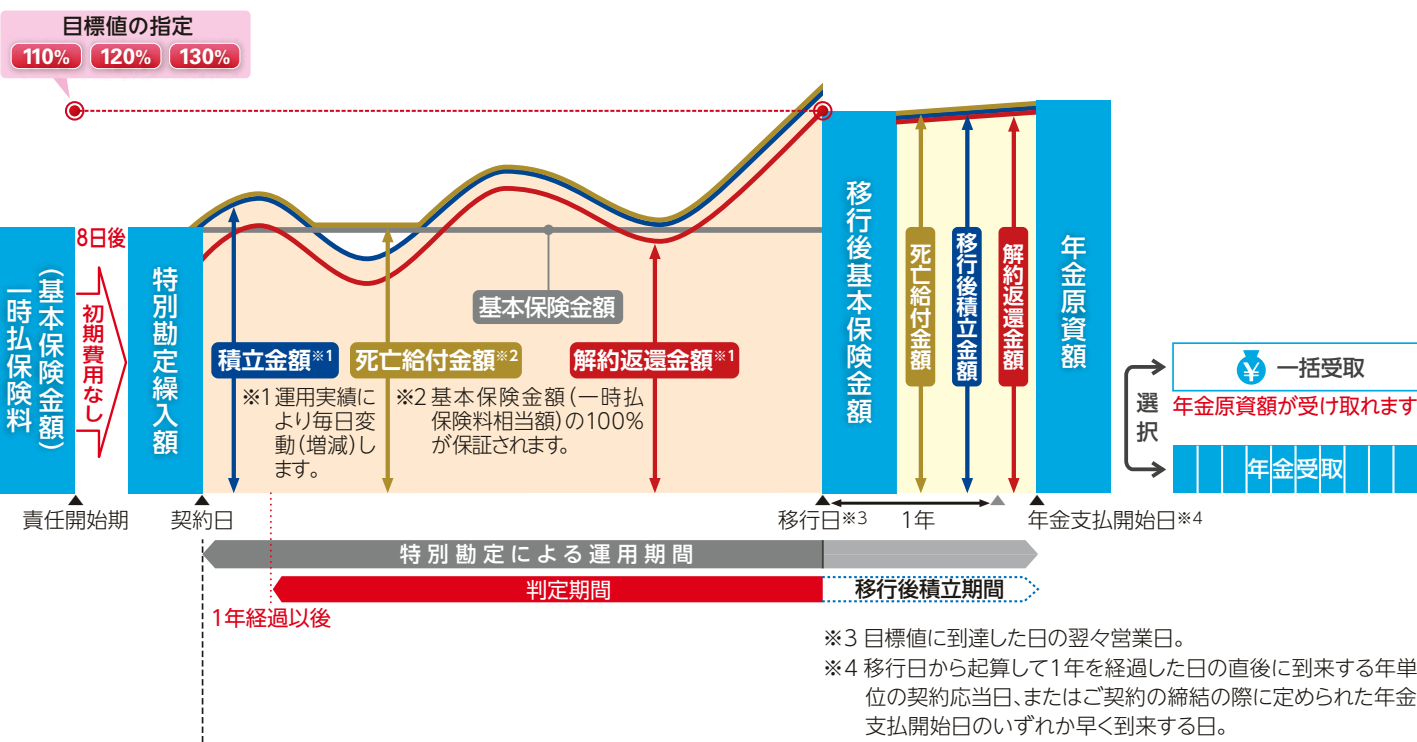
<投資リスク>

この保険は、**国内外の株式・公社債などで運用されるため**、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は**一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

3 この保険のしくみ図は以下のとおりです

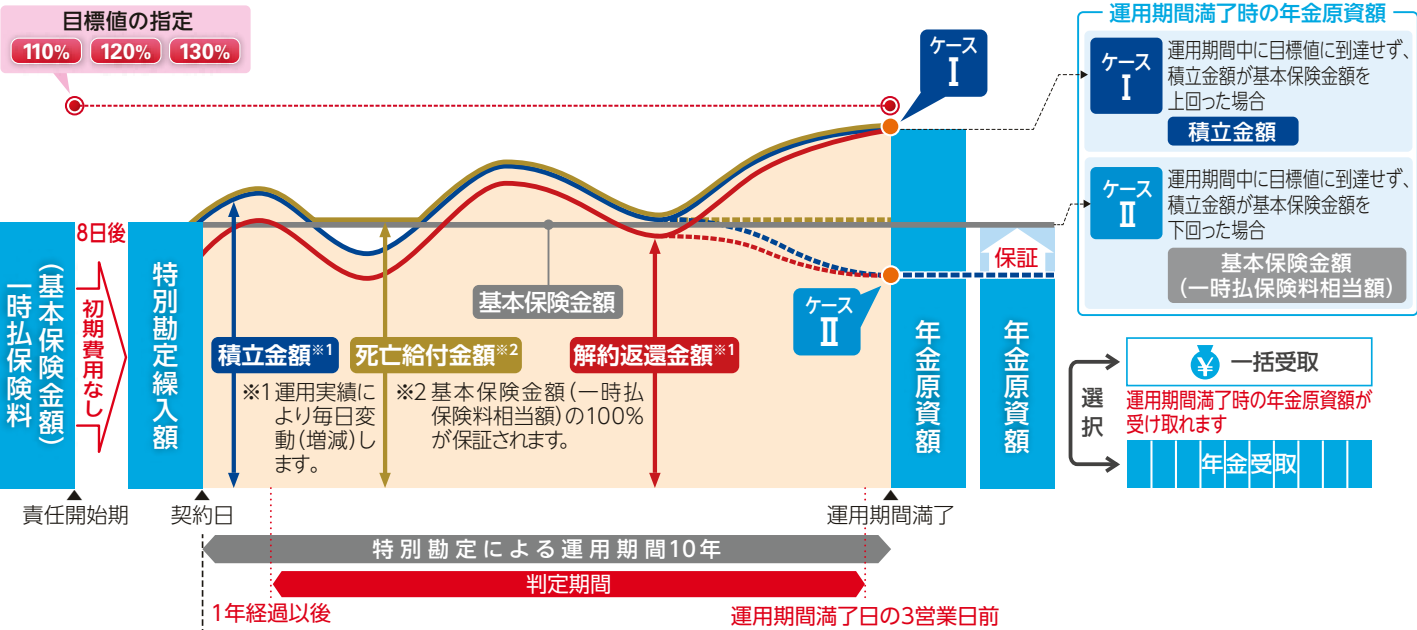
■ 下記のしくみ図は、ご契約時に目標値を指定した場合のイメージを表したもので、将来の死亡給付金額や積立金額などを保証するものではありません。

目標値に到達した場合



契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

目標値に到達しなかった場合



契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。「第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った日から起算して8日後となる日」または「承諾日」のいずれか遅い日末に、一時払保険料を特別勘定に繰り入れます。

4 この保険では、年金または死亡給付金をお支払いします

年金

■年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者が生存しているときに年金をお支払いします。

確定年金	年金受取開始年齢※
・一定期間、年金をお受け取りいただけます。年金受取期間は3年、5年および10年から選択できます。  ・年金受取期間中に被保険者が死亡された場合、残りの年金受取期間の未払年金現価をお支払いします。この場合、未払年金現価のお受取りにかえて、年金を継続して受け取ることもできます。	10歳～90歳

一括受取（年金原資額の一時支払）

一括受取	年金原資額の一時支払を選択できます。 *ご契約時には選択できません。年金支払開始日前にご案内する書面にて選択することができます。
-----------------	---

※年金支払開始日における被保険者の満年齢です。

注1 年金額は、年金原資額をもとに、年金受取開始時点の基礎率など（予定利率など）に基づいて計算され算出されますので、年金支払開始日まで確定しません。
注2 年金原資額・年金受取期間・年金受取開始時の市場環境などの状況によっては年金額が30万円に満たない場合があります。年金額が30万円に満たない場合は、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
注3 年金のお受取りにかえて、年金受取期間の残存期間に対応する未払年金の現価を一括でお受け取りいただくことができます。（未払年金の一括払）
注4 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が引き続き年金を受け取ることができます。（年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合で、後継年金受取人の指定がないときは、年金受取人の死亡時の法定相続人が後継年金受取人となります。）

死亡給付金

- 被保険者が、特別勘定による運用期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日末における積立金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。
 - 定額の年金保険への移行後、被保険者が移行後積立期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における移行後積立金額を、死亡給付金として死亡給付金受取人にお支払いします。
 - 年金支払開始日を繰り延べ、被保険者が繰延べ期間中に死亡された場合、被保険者が死亡した日における繰延べ後積立金額を死亡給付金受取人にお支払いします。年金支払開始日の繰延べについての詳細は、P6 10 をご参照ください。
- *責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡給付金をお支払いできないことがあります。詳しくはP11 4 および「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

5 運用期間、契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額（一時払保険料）		200万円以上5億円以下（1万円単位） *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の変額年金保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円を超えることはできません。
運用期間		10年
契約年齢		0歳～80歳（契約日における被保険者の満年齢）
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定
後継年金受取人		被保険者、被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *後継年金受取人は1名のみ指定できます。
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間（回数）の変更を取り扱います。
年金支払開始日の変更		・年金支払開始日の繰延べを取り扱います。 ・「運用期間中年金支払移行特約」の付加により、契約日から1年経過以後、任意の時期からの年金受取開始を取り扱います。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 *年金支払開始日を繰り延べた場合、繰延べ期間中の減額は取り扱いません。
契約者貸付		取り扱いません。

6 この保険には付加できる特約があります

死亡給付金等の 年金払特約	■この特約を付加することにより、死亡給付金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 ■この特約は、ご契約時に付加できます。また、年金支払開始日前で死亡給付金の支払事由の発生前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。 ■特約年金の受取回数は、この特約のお申込時に所定の回数(5回～40回(5回きざみ))から選択いただけます。
運用期間中 年金支払移行特約	■この特約を付加することにより、運用期間中に年金支払に移行することができます。 ■この特約は、契約日から起算して1年以上経過している場合で年金支払開始日前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。 ■特約年金の種類は、主契約の年金の種類と同様です。【P3 ④】をご参照ください。 ■特約年金原資額は、特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額となります。(解約控除適用後の解約返還金額が特約年金原資額となります。) ■定額の年金保険への移行後に年金支払に移行する場合の特約年金原資額は、特約年金支払開始日の前日の移行後積立金額となります。(解約控除はかかりません。)

注1 特約年金額は、「死亡給付金等の年金払特約」の場合は死亡給付金額、「運用期間中年金支払移行特約」の場合は特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額または移行後積立金額(定額の年金保険への移行後)をもとに、特約年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。

注2 特約年金受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。

注3 「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、特約年金額の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は、特約年金にかえて一時金にてお支払いします。また、特約年金の受取回数は、支払事由発生前に限り変更することができます。なお、特約年金受取人が複数名の場合の受取回数については受取人全員が同一となりますが、支払事由発生後において一部の受取人の特約年金額が30万円に満たない場合は、その受取回数を変更することができます。

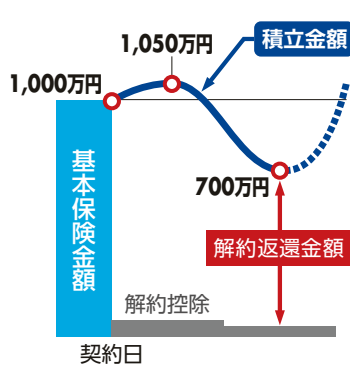
注4 特約年金額が30万円に満たない場合は、「運用期間中年金支払移行特約」の付加は取り扱いません。

7 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

8 解約返還金額は一時払保険料を下回ることがあります

- 解約返還金額は、特別勘定の運用実績により変動(増減)します。
- 基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険金額)に経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額(解約控除)が差し引かれます。

中途解約した場合



経過年数	1年未満	1年以上 2年未満
解約控除率	6.0%	5.4%

【例】基本保険金額1,000万円、
契約日から1年6か月後に
中途解約した場合

解約返還金額は、
①解約返還金計算日末の積立金額から、
②解約控除
(解約返還金計算日末の基本保険金額
×
経過年数に応じた解約控除率)
を差し引いた金額となります。
このケースの場合、
①700万円－②54万円(1,000万円×5.4%)
●●●
646万円となります。

9 ご契約時に目標値を指定し、目標値に到達した場合に定額の年金保険に移行します

- ご契約時に目標値を指定することにより、判定期間(契約日から1年経過以後より年金支払開始日の3営業日前まで)において毎日(祝日・年末・年始などの休日を除く月曜日～金曜日)判定し、基本保険金額に対する解約返還金額の割合が目標値に到達した場合、到達した日(到達判定日)の翌々営業日(移行日)に定額の年金保険に移行します。
- 目標値は、ご契約の締結の際に110%、120%および130%の中からご契約者にご指定いただきます。(目標値を指定しないこともできます。)
- 到達判定日までに関り、目標値の変更および指定の撤回を取り扱います。また、ご契約時に目標値を指定しなかった場合は目標値の指定を取り扱います。
- 目標値に到達した場合、年金支払開始日は、移行日から起算して1年を経過した日の直後に到来する年単位の契約応当日、またはご契約の締結の際に定められた年金支払開始日のいずれか早く到来する日とします。
- 到達判定日末の解約返還金額は、移行日から年金支払開始日の前日までの期間(移行後積立期間)中、当社所定の利率で積み立てます。(移行後積立金額)
- 年金額は、年金支払開始日の前日における移行後積立金額を年金原資額として、年金支払開始日時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されます。

・株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、市場環境によっては、目標値に到達しない場合があります。
・移行日以降、引き続き特別勘定で運用することはできません。

10 年金支払開始日を繰り延べることができます

- 年金支払開始日の前日に、1回に限り、年金支払開始日を日単位で繰り延べることができます。
- 繰延べ期間は最長1年かつ繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が90歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。
- 繰延べ前の年金原資額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日までの期間(繰延べ期間)中、繰延べ前の年金支払開始日における当社所定の利率で積み立てます。(繰延べ後積立金額)
- 繰延べ期間中の減額のお取扱いはありません。
- 繰延べ後の年金額は、繰延べ後の年金支払開始日の前日における繰延べ後積立金額を年金原資額として、繰延べ後の年金受取開始時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されます。

11 特別勘定の概要とその投資リスクは以下のとおりです

■特別勘定は、以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。詳しくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定の名称:世界アセット分散型 (YYMM) ※	
主な投資対象となる投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド7VA (YYMM) (適格機関投資家限定) ※ (運用会社:DIAMアセットマネジメント株式会社)
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して、 年率0.1575% (税込み) の1/365を毎日控除します。
特別勘定の運用方針	国内外の株式および公社債を主要投資対象とする投資信託に投資し、資産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

※特別勘定および主な投資対象となる投資信託の名称末尾の4桁の数字は、申込期間に応じた年月を反映します。

- (例) 申込期間2013年4月1日～2013年6月30日まで
特別勘定名称:世界アセット分散型 (1306)
主な投資対象となる投資信託の名称:DIAM世界アセットバランスファンド7VA (1306) (適格機関投資家限定)
- 申込期間2013年7月1日～2013年9月30日まで
特別勘定名称:世界アセット分散型 (1309)
主な投資対象となる投資信託の名称:DIAM世界アセットバランスファンド7VA (1309) (適格機関投資家限定)
- 申込期間2013年10月1日～2013年12月31日まで
特別勘定名称:世界アセット分散型 (1312)
主な投資対象となる投資信託の名称:DIAM世界アセットバランスファンド7VA (1312) (適格機関投資家限定)
- 申込期間2014年1月1日～2014年3月31日まで
特別勘定名称:世界アセット分散型 (1403)
主な投資対象となる投資信託の名称:DIAM世界アセットバランスファンド7VA (1403) (適格機関投資家限定)

この保険では、特別勘定をグループ化し、特別勘定群として設定しています。さらに各特別勘定およびその投資対象となる投資信託は、3か月の申込期間に応じて年間4本設定されます。なお、「プレミアウイング」に設定されている特別勘定群は、世界アセット分散型 (YYMM) のみで構成され、「プレミアウイング」をお申し込みされた際は、特別勘定群A12型を指定されたものとします。他の特別勘定群および特別勘定の詳細については、第一フロンティア生命ホームページ (<http://www.d-frontier-life.co.jp/>) の閲覧またはお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】への照会により、ご確認ください。

■この保険は、国内外の株式・公社債などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、すべてご契約者に帰属します。

主な投資リスクは以下のとおりです。

株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。さらに、新興国株式に投資する場合、先進国株式と比べ株価変動リスクが大きくなる傾向にあります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落 (円高) した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
資産配分リスク	当特別勘定が主な投資対象とする投資信託では、一定の条件に従って資産配分割合の変更を行います。収益率の悪い資産への配分が大きい場合、複数またはすべての資産価値が下落する場合には、当特別勘定の基準価額が下落する要因となる可能性があります。

■特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

12 お客さまに負担していただく諸費用は、以下のとおりです

- この保険にかかる費用は、特別勘定による運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費 (年金管理費)」となります。
- 費用の詳細については、次ページ以降をご参照ください。



お客さまに負担していただく諸費用について

この保険にかかる費用は、特別勘定による運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費(年金管理費)」となります。

特別勘定による運用期間中

すべてのご契約者に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 死亡給付金・年金原資の 最低保証や ご契約の締結・維持などに 必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.78%	左記の年率の1/365を 積立金から毎日控除します。
資産運用関係費 ※ 運用にかかわる費用として、 投資対象となる投資信託に かかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の 資産総額に対して年率 0.1575%(税込み)	左記の年率の1/365を 投資信託の 信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的に負担していただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率の変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2013年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

特定のご契約者に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
解約控除 解約・減額または 「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した場合に かかる費用です。	基本保険金額(減額の場合は 減額する部分の基本保険金額)に 経過年数別の解約控除率を 乗じた金額 (注)解約控除率は下記【別表】参照	解約・減額または 「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した時に 積立金から控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

年金受取期間中

年金支払開始日以後に負担していただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 (年金管理費) ※ 年金支払管理に必要な 費用です。	受取年金額に対して 0.35%	年金支払開始日以後、 年金支払日に控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2013年4月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。



投資リスクについて

- この保険の積立金は、特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、国内外の株式・公社債などで運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などが基準価額の下落要因となります。
- 基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。

1 8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます

- お申込者またはご契約者(以下「お申込者など」といいます。)は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内**(土日、祝日、年末・年始などの休日を含みます。)であれば、**第一フロンティア生命あての書面(消印有効)**での郵便によるお申出により**ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除**(以下「お申込みの撤回など」といいます。)をすることができます。
＜送り先＞〒104-8691 日本郵便株式会社 晴海郵便局 郵便私書箱第510号
第一フロンティア生命保険株式会社 お客様サービスセンター
- お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額をお申込者などに全額お返しいたします。
- ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などできません。
- クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度」をお読みください。

2 告知は不要です

- この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3 保障の開始(保障の責任開始期)、契約日および特別勘定による運用の開始日は以下のとおりとなります

- 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が**一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。**
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- この保険の**契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料を特別勘定に繰り入れる日となります。**
- 第一フロンティア生命は、**第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。**(保有口数の算出日は第一フロンティア生命が特別勘定に繰り入れる日となります。)

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返還金などが借入元利息を下回り、借入元利息を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入れを前提としたお申込みはお取り扱いできません。

4 死亡給付金・年金をお支払いできない場合があります

- 死亡給付金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡給付金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなど**)
- 重大事由によりご契約が解除となった場合(**ご契約者、被保険者、年金受取人または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する、もしくは関係を有していると認められたときや、死亡給付金を詐取する目的で事故を起こしたときなど**)
- 死亡給付金の**不法取得目的**によるものとしてご契約が無効となった場合
- 詐欺**によるものとしてご契約が取消しとなった場合

5 年金でのお支払いができない場合があります

- 年金額が30万円に満たない場合。**この場合、保険契約は年金支払開始日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、年金原資額をご契約者にお支払いします。
*年金原資額・年金受取期間・年金受取開始時の市場環境などの状況によっては、年金額が30万円に満たない場合があります。

6 特別勘定による運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合、解約控除が差し引かれます

- 解約返還金額は、契約日から解約返還金計算日までの年数(以下「経過年数」といいます。)に基づき、つぎのとおり計算されます。(基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金額についても同様に計算されます。)

解約返還金額										
解約返還金計算日末の積立金額－解約返還金計算日末の基本保険金額×解約控除率※										
※解約控除率は経過年数に応じたつぎの率となります。										
経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
解約控除率	6.0%	5.4%	4.8%	4.2%	3.6%	3.0%	2.4%	1.8%	1.2%	0.6%

7 第一フロンティア生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である**生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、年金額、給付金額の削減など、契約条件が変更されることがあります。**詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820
受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

8 現在のご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとってつぎのような不利益となる事項があります

- ご契約中の保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、給付金などが支払われないことがあります。
- ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません。**また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す(復旧する)取扱いに制限を受けることがあります。

9 特別勘定を廃止し、積立金を他の特別勘定に移転することがあります

- ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- 特別勘定の廃止に伴う積立金の移転をするときには、その廃止日(移転日)の2か月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

10 お手続きの停止、延期および取消しを行うことができます

- 天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その期間(以下「取引停止期間」といいます。)中、以下のとおり取り扱います。
- 保険契約のお申込みまたは「運用期間中年金支払移行特約」付加のお申込みについては、取引停止期間中は受付を行いません。すでにお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱います。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日から受付を開始します。
- 解約または基本保険金額の減額については、取引停止期間中もお申出の受付を行います。ただし、その特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日に解約(基本保険金額の減額の場合は減額)されるものとしします。(解約または減額が延期されます。)この場合、その解約(減額)される日を解約返還金計算日とします。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。
- 目標値の指定もしくは変更または指定の撤回(以下「目標値の指定など」といいます。)については、取引停止期間中もお申出の受付を行います。ただし、その特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日に目標値の指定などが行われるものとしします。(目標値の指定などのお手続きが延期されます。)なお、その特別勘定資産の売買が再開された日までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。
- お手続きの停止、延期および取消しを行う場合、第一フロンティア生命の弊社および各募集代理店において掲示を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ(<http://www.d-frontier-life.co.jp/>)にてお知らせします。

11 税務のお取扱いは以下のとおりです

- ここに記載の税務のお取扱いは2013年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。
- *2013年1月1日から2037年12月31日までの各年の所得税に対しては「復興特別所得税」が適用され、各年の所得税額に対して2.1%を乗じた金額が追加的に課税されます。下記の記載内容は、これを加味しています。

ご契約時

- 生命保険料控除には一般の生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除があります。お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。**介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の対象とはなりませんのでご注意ください。なお、保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。**
- *契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件

ご契約者(保険料負担者)が納税者本人であり、死亡給付金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族(6親等以内の血族および3親等以内の姻族)であること。

運用期間中

解約・減額時の差益に対する課税

契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
20.315%源泉分離課税	所得税(一時所得※1)+住民税

死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡給付金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税(一時所得※1)+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

年金受取期間中

一括受取(年金原資額の一時支払)時の課税

契約日から年金支払開始日までの年数	年金原資額の一括受取時
5年以内	20.315%源泉分離課税
5年超	所得税(一時所得※1)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

年金受取時の課税

年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
所得税(雑所得※2)+住民税	所得税(一時所得※1)+住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

※1 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\begin{array}{ccc} \text{収入} & - & \text{必要経費} \\ \text{(受取額)} & & \text{(払込保険料)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合(「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます。)、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。